

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士古谷判治上告趣意は末尾に添付した別紙記載の通りである。

第一点乃至第三点について。

原判決挙示の証拠により判示詐欺罪の成立を認めるに十分である。論旨は原審と異なる独自の見解を立て原審の事実誤認を主張しこれに基づいて原審の擬律錯誤と審理不尽とを主張するものであるから上告適法の理由とならない。

第四点について。

論旨は被告人とA間の判示金銭の受授は米の闇売買をする為めに行われたものであつて不法行為を目的とするものであるから詐欺罪は成立しないと主張する、しかし闇米の売買であつても、実際被告人は米を買つてやる意思がないにも拘わらず米を買つてやると欺いて其代金を騙取した以上詐欺罪の成立すること勿論である、従つて論旨は理由がない。

第五点について。

原判示は被告人の自白の外に判示被害者等の供述を証拠としている事は原判文上明白であつて、被告人の自白のみによつて判示事実を認定したものではないから論旨は理由がない。

よつて旧刑訴四四六条により主文の通り判決する。

以上は裁判官全員一致の意見である。

検察官 堀忠嗣関与

昭和二五年一二月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官

長 谷 川 太 一 郎

裁判官 井 上 登
裁判官 島 保